

審 査 基 準

令和2年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 抱 条 項：第3条
処 分 の 概 要：古物商及び古物市場主の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>古物営業法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）、第1条の3（許可の申請）、第2条（古物の区分）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど、古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p>
標 準 处 理 期 間：古物商 40日 古物市場主 50日
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 2 年 4 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 抱 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：14 日
申 請 先： 申請書は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 2 年 4 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 抱 条 項：第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 10 項（第 4 条第 2 項の準用）（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先： 申請書は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：古物営業法
根 抱 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）、第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）、第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）、第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）、第19条の5、第19条の12（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準：
標準処理期間：40日
申 請 先： 申請書は、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあっては住所又は居所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：